

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

- 意見書の提出総数 1通
 ○公聴会における公述人の公述 2組(起業者含む)

【県道長野上田線改築工事(塩崎バイパス)】

項目	意見書及び公述の要旨	事業認定庁の見解
道路計画 ①	南側の稲荷山地区から塩崎バイパスに流入してくる交通量は極めて限定的である。また、塩崎バイパスの延長は2,970mであることから一般国道18号のバイパスとして広域的機能を発揮できない。	平成42年時における塩崎バイパスの交通量は8,300台/日見込まれ、本バイパスに流入する交通量は限定的ではないと考えられる。また、本バイパスの完成により、現道のみならず、国道18号等の交通を分担することが予測されている。
道路計画 ②	現道から塩崎バイパスへのアクセス道路は、平久保地区に確保されていることから、塩崎バイパスは、当箇所から見六橋の区間においてのみ、地元住民の利用に供すると考えられる。以上により、塩崎バイパスは見六橋から平久保地区までの1,060m区間で計画されるべきであると考えられる。	本件事業は、現道における人身事故の8割に関与している通過交通をバイパスに転換させることにより、現道の歩行者、自動車等の交通安全の確保を図ることなどを目的としており、延長2,970mの整備が必要であると考えられる。
道路計画 ③	塩崎バイパスの整備について、平成4年秋に初めて長野県と話をしたが、県の考えは、道路政策上必要ではなく、地元要望により実施に踏み切らざる得なかったというものと認識している。	上記②のとおり、現道の交通安全の確保等を図るため、本バイパスの整備が必要であると考えられる。
道路計画 ④	一般国道18号バイパスは、千曲川を渡って一般国道18号の現道に接続する計画となっている。この新バイパスの橋については、上流約650m地点には粟佐橋、さらに約900m上流には千曲橋があり、現状で実現可能な橋とはとても考えられない。	本件事業に関する意見ではないので、本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。
道路計画 ⑤	塩崎地区の篠ノ井線より北側には四野宮地区を起点として川柳地区を経て中条方面に至る2車線の立派な道路が整備されているが、中条地区から先が整備されていないため、道路の連係が全く感じられない。道路は「線」なのでそれぞれの線が適切に連係されてこそ、本来の機能が発揮されると考える。	県道長野信州新線のことと推察されるが、当該路線は、県道長野上田線や国道18号が担っている長野市から上田市までの交通量を一部分担する役割が現状においてあると考えられる。しかし、線路を横断する形で迂回する必要性が生じること、上田方面への利便性等を考慮すると本件事業を整備することが合理的と考える。
交通事故防止	交通安全というのは、道路によって保つのが基本ではなく、スピードを出さない、交通ルールを守る、左右をよく見て運転する、こういう基本動作を守ることによって交通安全というものは保てる、ということが基本であると思う。	交通安全教育の重要性は否定するものではないが、現道における人身事故の8割が通過交通によるものであり、現道内の通過交通を減少させることが可能な本バイパスの整備が必要であると考えられる。
その他①	所有地は先祖代々耕作してきた土地であり、私も生ある限り大事に守り耕作していきたい。	土地に対する個人的な心情としては理解できるが、本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。
その他②	長野県は土地収用法の事業認定という重大な法律行為を取り扱う自覚、態度、姿勢に欠けている。	事業を施行する起業者としての自覚等は重要であると思料するが、そのこと自体は本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられ